

入札説明書等に関する質問への回答（最終）

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	1	第1	5					基本方針2	利用者に対する式場の貸出料は、貴市としてのどの程度を想定されていますか？需要予測参考と致したく現時点での大まかな想定価格を開示下さい。	現時点でお示し出来ません。
2	入札説明書	1	第1	5					基本方針2	「小規模な葬儀」とは、貴市は会葬者+葬祭業者で約何人程度の参加を想定されていますか？	15人程度を想定しています。
3	入札説明書	2	第1	6	(2)				事業実施スケジュール	維持管理・運営の開始は令和6年4月1日という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	3	第1	6	(3)	ウ	※		事業者の業務範囲	【動物炉の維持管理業務を含めペット火葬業務は本事業の範囲外とする。】とありますが、本事業と既設動物炉の連携に係る提案については、事業範囲外の提案となる為、提案において加点対象とならないと考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	3	第1	6	(3)	ウ	※		ペット火葬	①事業者に別途指定管理者が指定される場合に、本事業とは別途ペット火葬に付き事業者側に追加費用（特にペット火葬実行に伴う人件費等）が発生する場合には、貴市と事業者と交渉の上で追加費用を貴市が負担していただけたとの理解で宜しいでしょうか？ ②言い方を変えますと、本事業の収支計算上は、将来見込まれるペット火葬にかかる費用（特に人件費等）は考慮しなくても可という理解で宜しいでしょうか？	①ペット火葬の運営に関する費用については、別途市が負担し、指定管理者に支払います。 ②ご理解のとおりです。
6	入札説明書	3	第1	6	(3)	ウ	※		事業の内容	「動物炉の維持管理業務を含めペット火葬業務は本事業の範囲外とする。なお、現在の動物炉を活用することを想定しており、維持管理のうち修繕は市が直営で実施、それ以外の施設管理ペット火葬業務は、本事業の事業者によって指定することを想定している。」とありますが、本事業における運営・維持管理面など、既設動物炉との連携に関する提案は事業範囲外のため、加点対象にならないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、落札者決定基準に記載されている利用区分の明確化などは評価対象となります。
7	入札説明書	3	第1	6	(3)	ウ	※		事業の内容	「※動物炉の維持管理業務を含めペット火葬業務は本事業の範囲外とする。なお、現在の動物炉を活用することを想定しており、維持管理のうち修繕は市が直営で実施、それ以外の施設管理ペット火葬業務は、本事業の事業者によって指定することを想定している。」とあります。本事業の範囲外とはいえ、既設動物炉メーカーの設備が残ってしまうため、評価の公平性の観点から、本事業における運営・維持管理面など、既設動物炉との連携に関する提案は、加点対象にならないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	No6回答を参照ください。
8	入札説明書	3	第1	6	(3)	ウ	※		事業の内容	「※動物炉の維持管理業務を含めペット火葬業務は本事業の範囲外とする。なお、現在の動物炉を活用することを想定しており、維持管理のうち修繕は市が直営で実施、それ以外の施設管理ペット火葬業務は、本事業の事業者によって指定することを想定している。」とあります。本事業の範囲外とはいえ、既設動物炉メーカーの設備が残ってしまうため、評価の公平性の観点から、本事業における運営・維持管理面など、既設動物炉との連携に関する提案は、加点対象にならないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	No6回答を参照ください。
9	入札説明書	3	第1	7					法令等の遵守	「最新版を適用すること」との記載がありますが、提案時点の最新版との理解でよろしいでしょうか。また、設計業務段階で最新版が更新され対応が必要となった場合には、本事業に特別影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するリスクとして、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は契約書案の第62条を参照ください。
10	入札説明書	17	第4	1	(2)	4)			火葬炉数	「人体炉13基」と記載されております。既設斎場に設置されていた「汚物炉」は整備されませんが、胞衣・産汚物等は人体炉にて火葬するものと考えてよろしいでしょうか。また、直近年度の実績（月別件数、1件当たりの重量等）についてご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、資料16に示します。
11	入札説明書	17	第4	1	(2)	4)			火葬炉数	「人体炉13基」と記載されております。既設斎場に設置されていた「汚物炉」は整備されませんが、胞衣・産汚物等は人体炉にて火葬するものと考えてよろしいでしょうか。また、直近年度の実績（月別件数、1件当たりの重量等）についてご教示願います。	No10回答を参照ください。

12	入札説明書	17	第4	1	(2)	9)		駐車場	駐車場についてですが数か所に分散して配置してもよろしいでしょうか。また、解体地を駐車場とする場合、供用開始後敷地整備完了までは仮設対応で台数を確保する計画としてもよいでしょうか。	要求水準書を満たしていれば構いません。
13	入札説明書	18	第4	1	(3)			解体の対象となる既存施設	解体の対象となる既存施設の表中の項目「火葬炉数」に動物炉2基とあり、項目「施設内容」の「ペット火葬棟」にも「炉前ホール（1室）、炉室（動物炉1基）とありますが、いずれも誤記（解体の対象とはならない）との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	27	別紙1	1	(1)			サービス購入料の構成	表中、サービス購入料Aの内訳として「施設整備業務に係る費用」とありますが、事業契約書の用語の定義には、施設整備費とはサービス購入料A及びBの合計であるとあります。内容を明確にするため、サービス購入料Bの内訳における記載方法と統一頂けないでしょうか。	サービス購入料Aの対象は、事業者の業務範囲の中の施設整備業務に係る費用のうち施設供用開始前日までが対象となります。一方で、サービス購入料Bの対象は、施設整備業務に係る費用のうち、施設供用開始以降に係る費用に絞っています。サービス購入料Aの内訳は施設整備業務の細目記載になるため、このままとします。
15	入札説明書	27	別紙1	1	(1)			・サービス購入料A ・サービス購入料B	それぞれ割賦元本には、記載の費用にかかる消費税相当額が含まれる理解でよろしいでしょうか。それとも消費税相当額は、別途一括で支払われませんか。	サービス購入料Aの割賦元本の消費税について、施設竣工時（令和5年度末払い）に一括で支払います。また、サービス購入料Bの割賦元本の消費税について、解体工事終了後（令和6年9月）に一括で支払います。
16	入札説明書	27	別紙1	1	(1)			サービス購入料A*1	「施設整備業務に係る費用」には稼働準備業務（特に人件費）の費用も（当然ながら稼働前日までの分）含まれるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
17	入札説明書	27	別紙1	1	(1)			サービス購入料D*3	現中央斎場の用水光熱費（電気、水道、下水）の過去3年度分の月毎の使用量、利用料金を参考資料として開示下さい。	資料15をご確認ください。
18	入札説明書	28	別紙1	1	(2)	ア		物品販売業務による収入	「SPCは、売店等運営業務により得られる収入を自らの収入とすることができる。」とありますが、これらの収入をSPCの収入とせず、SPCが業務を委託する契約先の収入とする提案でもよろしいでしょうか。	物品販売業務により得られる収入は、事業者提案に従い、それぞれ委任し又は請け負わせるのも可能です。
19	入札説明書	28	別紙1	2				サービス購入料の算定方法	サービス購入料Aおよびサービス購入料Bのうち、分割払い分についても、竣工時には一括で消費税の納付が必要ですが、消費税相当額については、一括でお支払い頂けるのでしょうか。また、一括でお支払い頂ける場合、竣工翌年度の消費税納付前のタイミングでお支払い頂けますようお願い致します。なお、一括でお支払い頂けない場合は、サービス購入料Aおよびサービス購入料Bは、消費税を含んだ額を割賦元金としてこれに割賦金利を加えた金額という理解でよろしいでしょうか。	No15回答を参照ください。
20	入札説明書	28	別紙1	3	(1)			サービス購入料A	支払方法について、別紙1第3項(1)では基準金利を「6ヶ月LIBOR（15年物）-TSRスワップ」と定めていますが、後記のサービス購入料の改定欄（30頁・第5項(1)）では基準金利は「6ヶ月LIBOR（10年物）-TSRスワップ」となっています。15年物が誤植であり、10年物が正当でしょうか。	「6ヶ月LIBOR（10年物）-TSRスワップ」が正です。
21	入札説明書	28	別紙1	3	(1)			サービス購入料A	基準金利（6ヶ月LIBORベース●年物円-円金利スワップレート（TSR））はLIBORが2021年末に公表を停止する可能性が高まっており、基準金利として使用出来なくなる可能性が高いため、他の参照金利に変えるべきではないでしょうか。	将来LIBORが廃止された場合には、協議のうえ、国等の方針を参照し代替金利を設定します。
22	入札説明書	28	別紙1	3	(1)			サービス購入料A	サービス購入料A及びBの基準金利として貴市が採用するLIBORが廃止された場合、金融機関等との融資条件変更に伴い生じる費用（弁護士費用等を含む）等は、貴市にて負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	金融機関等との融資条件変更に伴い生じる費用は事業者負担とします。当該費用も踏まえて入札してください。
23	入札説明書	28 ~ 30	別紙1	3	(1)~ (2)			サービス購入料の支払い方法	本項目ではサービス購入料Aおよびサービス購入料Bともに基準金利は6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート（TSR）としているものの、「5 サービス購入料の改定」(1)~(2)項目では、当該各購入料ともに基準金利は10年物TSRとなっております。本事業期間が20年間であることを鑑みますと、本項目の基準金利を10年物TSRという形に統一していただけないでしょうか。	No20回答を参照ください。

24	入札説明書	29	別紙1	3	(2)				サービス購入料B	支払方法について、別紙1第3項(2)では基準金利を「6ヶ月LIBOR(15年物)－TSRスワップ」と定めていますが、後記のサービス購入料の改定欄(31頁・第5項(2))では基準金利は「6ヶ月LIBOR(10年物)－TSRスワップ」となっています。15年物が誤植であり、10年物が正しいでしょうか。	No20回答を参照ください。
25	入札説明書	29	別紙1	3	(2)				サービス購入料B	基準金利(6ヶ月LIBORベース●年物円 円金利スワップレート(TSR))はLIBORが2021年末に公表を停止する可能性が高まっており、基準金利として使用出来なくなる可能性が高いため、他の参照金利に変えるべきではないでしょうか。	No21回答を参照ください。
26	入札説明書	29	別紙1	3	(2)				サービス購入料B	『令和6年度(2025年度)』の記載は、『令和6年度(2024年度)』の誤りという認識で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおり、令和6年度(2024年度)の誤記になります。
27	入札説明書	29	別紙1	3	(2)				サービス購入料B	令和6年度(2025年度)とありますが、2024年度の間違いではないでしょうか。	No26回答を参照ください。
28	入札説明書	29	別紙1	4	(1)、 (2)、 (3)				サービス購入料の支払手続	サービス購入料のAとBは同じタイミングでの入金かと存じますが、CとDは必ずしも同じタイミングではないということでしょうか。	ご理解のとおりです。サービス購入料C及びDはモニタリングによる減額対応などにより入金時期が異なる場合があります。
29	入札説明書	30	別紙1	4	(3)				サービス購入料の支払手続	毎年3月の報告書については、3月31日付けで提出とありますが、提出日は業務終了後、10日以内という理解でよいでしょうか。	可能な限り速やかに提出してください。
30	入札説明書	30	別紙1	5	(1)				サービス購入料の改定	令和2年8月3日に公表される提案時の基準金利について、貴市のホームページで公表頂けますでしょうか。	提案時の基準金利について市ホームページで公表します。
31	入札説明書	30	別紙1	5	(1)	ア			金利変動による改定	サービス購入料Aの「金利確定日」及び「基準金利の見直し」日において、LIBORの公表が停止されている場合、基準金利の算定に用いる金利はどのように決めますか。	No21回答を参照ください。
32	入札説明書	32	別紙1	5	(2)	ア			金利変動による改定	サービス購入料Bの「金利確定日」及び「基準金利の見直し」日において、LIBORの公表が停止されている場合、基準金利の算定に用いる金利はどのように決めますか。	No21回答を参照ください。
33	入札説明書	30 ～ 32	別紙1	5	(1)～ (2)				サービス購入料の改定	基準金利について、「金利確定日」および「基準金利の見直し」において基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利をゼロと見做すとの理解でよろしかったでしょうか。	基準金利について、「金利確定日」および「基準金利の見直し」において基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利をゼロと見做すこととします。契約締結時に契約書において追記します。
34	入札説明書	34	別紙1	5	(3)	ア			改定方法	①「前回改定時に比べて1.5%以上の変動が認められる場合に」とありますが、消費税率の増減があった場合には、指数(税込)が1.5%未満の場合でも税率変動分を変更(精算)するという理解で宜しいでしょうか？ ②また1.5%以上の基準は消費税率の増減を除いた正味の指数の変動との理解で宜しいでしょうか？	①消費税率が増減した場合は、消費税率の増減分を除いたうえで、1.5%以上の変動がある場合に改定になります。 ②消費税率を除いた指数の変動になります。
35	入札説明書	34	別紙1	5	(3)	ウ			改定に用いる価格指数	①光熱費負担が大きい火葬場の運営に付き消費者物価指数を用いて価格改定する是非は措くとして、「電気・ガス・水道」は当該指数の「材」に部類されていますので「サービス」では光熱水費の変動を反映できないのではないのでしょうか？ ②また仮に電気代等の費用を「サービス」ではなく「材」を指標に改定するにしても消費者物価指数「材」に占める「電気・ガス・水道」のウエイトは12.7%しかありません。従って電気代等が大きく上昇した場合には、当該指数の変動率では電気代等の増加分を全額補填することは困難で事業者には過度なリスク負担が生じると思います。	入札説明書p34より、物価改定に用いる指数について、合理性や妥当性を踏まえて、落札者決定後事業契約締結までに、協議のうえで設定をすることは可能です。なお、現段階では、指数を変更することは協議対象となるが、指数を増やすことについては想定してない。
36	入札説明書	34	別紙1	5	(3)	イ			サービス購入料C及びDの改定・改定の手続	毎年度7月末日までに改定率を計算して翌年度のサービス購入料を市へ報告とありますが、使用する指数は直近12か月の平均値とのことなので、前年7月から該年度の6月までの指数の平均値ということでしょうか。	ご理解のとおりです。

37	入札説明書	34	別紙1	5	(3)	ウ			改定に用いる価格指数	①光熱水費負担に付いては、長期の価格予想が難しく又火葬件数も流動的なため。火葬炉燃料と同じく実費精算とした方が、リスク分担上無理がないと思います。②消費者物価指数を価格改定の指標とする場合には、同指数の品目のうち「電気・ガス・水道」とその他の品目とを分けて各々に付いて変動率を計算する等の工夫が必要になると思われませんが、落札した場合には改定ルールに付き貴市と協議の余地があるとの理解で宜しいでしょうか？	①光熱水費についてはサービス購入料Dの対象に含み、事業者負担とします。 ②No35回答を参照ください。
38	入札説明書	38	別紙2	3	(3)	ウ	(ウ)		減額ポイントの支払額への反映	「次式によりサービス購入料B、Cの減額金額を算定」とありますが「次式によりサービス購入料C、Dの減額金額を算定」が正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、サービス購入料C、Dの減額金額を算定になります。
39	入札説明書	38	別紙2	3	(3)	ウ	(ウ)		減額ポイントの支払額への反映	「サービス購入料B、Cの減額金額を算定し、」とありますが、これは「サービス購入料C、D」の誤植でしょうか。	No38回答を参照ください。
40	入札説明書	39	別紙2	3	(3)	ウ	(ウ)		減額ポイントの支払額への反映	減額ポイントの考え方は、「サービス購入料C」と「サービス購入料D」を以下のように分けて考えるとの理解でよいでしょうか。 ・サービス購入料Cの減額金額＝支払対象期間内のサービス購入料C×サービス購入料Cの減額割合 ・サービス購入料Dの減額金額＝支払対象期間内のサービス購入料D×サービス購入料Dの減額割合	ご理解のとおりですが、減額ポイントはサービス購入料C、Dの両方に同等のポイント付与になります。
41	要求水準書	3	第1	4					用語の定義	大規模修繕についてご質問いたします。 例えば空調機器や燃焼設備などを一度に入れ替えるのではなく、複数年ですべてを入れ替えた場合、大規模修繕ではなく更新となり、本事業の範囲と理解してよろしいでしょうか。	分けて修繕できるものは、大規模修繕にはあたりません。大規模修繕とは、適切に個別修繕を行っているにも関わらず、機器・配線の全面的な更新が必要になる場合を想定しています。火葬炉については、No3回答を参照ください。
42	要求水準書	3	第1	4	22)				大規模修繕	火葬炉設備の大規模修繕は、例えば燃焼設備の断熱扉のみを更新する場合は該当せず、断熱扉を含めて、燃焼設備に規定されている主燃焼炉、断熱扉、炉内台車、炉内台車移動装置、再燃焼炉、燃焼装置のすべてを、一斉に一式更新することが該当するとの認識で宜しいでしょうか？ 炉内台車は高温な過酷な条件下で使用するため、事業期間内の更新は発生します。	個別の火葬炉設備の修繕は修繕となります。大規模修繕とは、火葬炉本体を入れ替えることを想定しています。
43	要求水準書	3	第1	5	(2)				ペット火葬業務	ペット火葬業務について、想定されている指定管理料をお示し頂けないでしょうか。	業務範囲、内容含めて精査中のため、示すことはできません。
44	要求水準書	3	第1	5	(2)				事業内容	「それ以外の施設管理ペット火葬業務は、本事業の事業者別に別途指定管理者として指定することを想定している」とありますが、この場合、本事業の事業契約を変更するという理解でよろしいでしょうか。また、本事業とは別に、構成員が市と直接契約をすることは可能でしょうか。	本事業について、事業契約を変更することはありません。別途ペット火葬業については、本事業の指定管理者とは別に、中央斎場の維持管理・運営業務を行う構成員を指定管理者とする契約を想定しています。
45	要求水準書	3	第1	5	(2)				事業内容	「市内3斎場」とは、児島、玉島、真備でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書	4	第1	5	(4)				事業スケジュール	本事業のスケジュールについて、事業者の提案により供用開始時期を変更する事（供用開始時期の前倒しなど）は不可との理解でよろしいでしょうか。 もし可能な場合、事業終了期やサービス購入費の支払い回数・期間についての考え方も併せてご教示ください。	不可です。
47	要求水準書	8	第1	7	(1)				要求水準の変更事由	将来、倉敷市内3斎場（児島斎場、玉島斎場、真備斎場）の老朽化等による建替え工事や改修工事が行われる際には、利用者数の大幅な増加が見込まれるため要求水準の変更事由に当たるとして業務内容や費用増加の協議に応じて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	他の3斎場の老朽状況を含めた対応については今後市での検討となります。検討の結果、本事業に影響を及ぼす場合は、費用負担を含めて、事業者と市で協議します。
48	要求水準書	11	第2	2	(2)				施設の想定規模	事業期間中の中央斎場以外の市内3斎場の将来的な方針をご教示ください。 廃止等により中央斎場に機能を統合する場合は、火葬件数が増加して光熱水費や維持管理・運営費用に影響がありますので、その場合は協議していただけるものと理解して宜しいでしょうか？	No47回答を参照ください。
49	要求水準書	8	第1	8					燃料備蓄、災害時の対応	火葬場としての機能継続より避難所等（一時避難含む）として、利用者エリアを開放、稼働対応することはないと判断してよろしいでしょうか。 利用者エリアの稼働対応を見込む場合、対応諸室および、対応時間をお知らせください。	避難所対応は想定していません。

50	要求水準書	8	第1	8	ア				燃料備蓄、災害時の対応	市と協議のうえ決定し、市の負担となる当該対応に関する費用には、人件費のほかに施設の光熱水費等が含まれている理解して宜しいでしょうか？また、災害支援により著しく火葬件数が増大した場合における火葬炉設備等の維持管理費の増大については、実施方針別紙4のリスク分担表（案）の需要変動リスクの通り、貴市の負担と理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりですが、災害支援により著しく火葬件数が増大した場合における火葬炉設備等の維持管理費の増大については、合理的な範囲において、費用負担を含めて市と協議します。
51	要求水準書	8	第1	8	ア				燃料備蓄、災害時の対応	「大規模災害等が発生した場合であって、市が必要であると判断したときには、事業者は業務時間を延長し、24時間体制で対応できるように、災害等への対応の支援を行うこと。」とありますが、事業者へはどのような支援（24時間体制）を想定されていますでしょうか。	火葬にかかる支援を想定しています。
52	要求水準書	8	第1	8	ア				燃料備蓄、災害時の対応	「事業者は業務時間を延長し、24時間体制で対応できるように、災害等への支援を行うこと。」ありますが、24時間で想定する火葬件数は、最大28件と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	28件は通常時に想定される燃料備蓄を算定するための件数であり、災害時の想定火葬件数は、現段階では想定されていませんが、28件を超えることも考えられます。
53	要求水準書	8	第1	8	ア				燃料備蓄、災害時の対応	「事業者は業務時間を延長し、24時間体制で対応できるように、災害等への支援を行うこと。」ありますが、24時間で想定する火葬件数は、最大28件と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	回答No52回答を参照ください。
54	要求水準書	8	第1	8				ア	燃料備蓄 災害時の対応	災害発生時において、施設に損傷等生じた場合には、可能な限り早期に復旧を行うものとし、その状況を市に報告するとありますが、復旧費用は市の負担でよろしいでしょうか	災害発生による施設損傷に関する費用負担は、契約書（案）に規定されている不可抗力の規定に従います。
55	要求水準書	8	第1	8	ウ				燃料備蓄 災害時の対応	備蓄等に要する費用は事業者の負担とありますが、火葬炉の燃料については、供用開始時点での購入は事業者の負担で行い、供用開始後に経年劣化を防止する観点で燃料を使用した場合の補充は倉敷市の負担で宜しいでしょうか？また、発電機の燃料についても同様の考え方で宜しいでしょうか？	備蓄する燃料について、適宜常時使用する燃料と入れ替えることを認めます。そのため、経年劣化による補充が発生しないように調整ください。なお、補充が発生した場合の費用は事業者負担です。発電機の燃料についても補充が発生した場合の費用は事業者負担です。
56	要求水準書	8	第1	8	ウ				燃料備蓄、災害時の対応	「災害発生時にインフラ等が遮断された場合を想定し・・・備蓄等に要する費用は事業者の負担とする。」とありますが、初回の備蓄分はサービス購入料A（施設整備業務に係る費用）でしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	8	第1	8	ウ				燃料備蓄、災害時の対応	「災害発生時にインフラ等が遮断された場合を想定し・・・備蓄等に要する費用は事業者の負担とする。」とありますが、事業者の負担は初回の備蓄分のみで、万一災害発生が生じた場合やメンテナンス等の目減り分に対する二回目以降の追加備蓄については全て貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	万一災害発生が生じ、備蓄分を使用した場合には、補充分の費用は市で負担します。
58	要求水準書	9	第1	9	(2)				光熱水費	電気の供給業者の選定は事業者が行うことという理解でよいでしょうか。	事業者が選定し、市に報告することを想定しています。
59	要求水準書	9	第1	9	(2)				光熱水費	「倉敷市中央斎場施設整備基本計画」にある将来の想定火葬件数よりも実際の火葬件数のほうが大きく増加した場合でも市の燃料費負担は火葬炉燃料に係る費用のみでしょうか。火葬件数の想定以上の増加は予見できない為、火葬炉燃料に係る費用以外の光熱水費についても、不可抗力による費用の増加としていただけないでしょうか。	火葬炉燃料にかかる費用のみ市の負担とし、光熱水費は事業者負担とします。
60	要求水準書	9	第1	9	(2)	ア			光熱水費	火葬炉燃料にかかる費用は市が負担するとありますが、火葬炉運転にかかる電気料金も同様に貴市の負担としていただけないでしょうか？また、それ以外の光熱水費は事業者が直接支払うとありますが、火葬件数や利用者数は事業者でコントロールできないため、貴市にて実費精算して頂けないでしょうか？	No59回答を参照ください。
61	要求水準書	9	第1	9	(2)	ア			光熱水費	可能であれば、供給業者と契約するのは、維持管理企業又は運営企業でも問題ないでしょうか	電力供給が一時的に途絶えるなどの支障がなければ、問題ありません。
62	要求水準書	9	第1	10					運営会議等	事業者の出席者は、維持管理総括責任者、運営総括責任者と読み替えて宜しいでしょうか？	維持管理総括責任者、運営総括責任者を基本とし、必要に応じて火葬炉運営責任者とします。
63	要求水準書	9	第1	10					運営会議等	「市の求めに応じて関係者を出席させること」とありますが、合理的に必要な範囲でとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	9	第1	11	(1)	イ			本施設の引渡しに関する要求水準	火葬炉は概ね2年以内の大規模修繕又は更新を要しないと判断できる状態とありますが、炉内耐火材等の火葬に伴い劣化する消耗部等の経常的な補修や修繕は、対象外と理解して宜しいでしょうか？	基本的にご理解のとおりですが、消耗部等の経常的な補修や修繕は合理的な範囲と考え、適切に対応したうえで引き渡してください。
65	要求水準書	11	第2	2	(1)	3)			延べ面積	延べ面積は効率的な間取り等により、コンパクトな施設計画が可能な場合は、4000㎡以下の提案も可能（減点対象や失格対象とならない）と考えてよろしいでしょうか。	施設整備計画に係る業務提案においては、コンパクトだけを求めるのではなく、ゆとりのある快適な空間づくりを重視しております。したがって、延べ面積については4,000～5,000㎡の範囲に収まる提案としてください。
66	要求水準書	11	第2	2	(1)				施設概要	延べ面積について【4,000～5,000m2程度】と記載がありますが、下限値と上限値のご教示をお願いいたします。	No65回答を参照ください。

67	要求水準書	11	第2	2	(1)				施設概要	4,000~5,000㎡程度とありますが、4,000㎡を若干下回る、又は5,000㎡を若干上回ること(±5%程度)は可能でしょうか。	No65回答を参照ください。
68	要求水準書	11	第2	2	(1)				施設概要	「延面積4,000~5,000㎡程度」との記載がありますが、許容範囲の下限、上限についてご教示願います。	No65回答を参照ください。
69	要求水準書	11	第2	2	(1)				施設概要	「延面積4,000~5,000㎡程度」との記載がありますが、許容範囲の下限、上限についてご教示願います。	No65回答を参照ください。
70	要求水準書	11	第2	2	(1)				施設概要	延面積4,000~5,000㎡程度との記載がありますが、「程度」とは誤差はどれくらい許容されますでしょうか。ご教授ください。	No65回答を参照ください。
71	要求水準書	11	第2	2	(1)				施設概要	延面積4,000~5,000㎡程度との記載がありますが、「程度」とは誤差はどれくらい許容されますでしょうか。ご教授ください。	No65回答を参照ください。
72	要求水準書	11	第2	2	(1)				施設概要	表中の【9】駐車場※】において【※印】がありますが、何を意味していますか。	※は誤記になります。
73	要求水準書	11	第2	2	(1)	9)			駐車場	駐車場の大型車・マイクロバスについて、想定されている車両の参考車種もしくは、車両サイズ情報(全長、幅、高さ、ホールベース、前輪から車両先端までの長さ、後輪から車両後部までの長さ、最小回転半径)をご教示いただくことは可能でしょうか。	「道路構造令の解説と運用」に示されている普通自動車を想定しています。 (長さ12m、幅2.5m、高さ3.8m、前輪オーバーハング1.5m、軸距4m、最小回転半径12m、車軸間距離1.9m)
74	要求水準書	11	第2	2	(2)				施設の想定規模	将来の想定火葬件数は「倉敷市中央斎場施設整備基本計画」を参照とありますが、「要求水準書資料7 過年度火葬件数実績」における平成29年度、30年度の中央斎場実績が、基本計画における2020年度の中央斎場の年間火葬需要量(P25)を超過しています。火葬件数は、光熱水費(燃料費含む)や火葬炉修繕費の試算条件となるため、基本計画の推定を修正のうえ、全グループが同一条件となるように明確な件数をご提示ください。件数を補正せずに基本計画の火葬件数を参照とする場合は、実施方針別紙4のリスク分担表(案)の需要変動リスクの通り、火葬件数の増大による維持管理運営費(光熱水費を含む)の増大は、貴市の負担と理解して宜しいでしょうか?	資料7には汚物等が含まれており、死体のみの数としては基本計画時の数字を超えておりません。資料16を参照ください。 「倉敷市中央斎場施設整備基本計画」の見直しの火葬件数は提示しません。「倉敷市中央斎場施設整備基本計画」を参考に、実績を踏まえつつ、入札参加者において見込んだ上で費用積算してください。なお、リスク分担表の需要変動の増大は収入の増減リスクを示すものです。「倉敷市中央斎場施設整備基本計画」の数値から火葬件数が増減しても原則サービス購入料は見直しません。ただし、災害や他施設の建て替えなどを要因とする場合は協議します。
75	要求水準書	12	第2	2	(4)				インフラ整備	上水引込みは、既存の量水器、止水栓までを既存流用し、止水栓以降を新設するものと考えてよろしいでしょうか。	引き込み管を新しくする必要はない。事業期間内に修繕及び更新が発生した場合には対応すること。
76	要求水準書	12	第2	2	(4)				インフラ整備	既存浄化槽がFRP製もしくは、コンクリート製のどちらなのかご教授願います。	コンクリート製です。
77	要求水準書	12	第2	2	(4)				インフラ整備	既存浄化槽は参考資料5-6で157人槽になっております。新設の浄化槽は「用途別処理対象人員算定基準」によると約400人槽となります。正確な人槽は協議しないとわかりませんが、既存浄化槽は利用できないものと想定されます。その場合、既存浄化槽は完全に撤去してしまうのか、それとも上部だけ撤去して、浄化槽下部に穴をあけて、消毒、焼砂埋め戻しとするのかご教授願います。	利用しない場合は、完全撤去してください。浄化槽の新設、既存浄化槽の撤去に際しては、既設排水設備に支障のないようにすること。
78	要求水準書	13	第2	2	(4)				インフラ整備	事業区域内の既設管路等は、必要ない埋設配管は残置でよろしいでしょうか。	利用しない場合は、完全撤去してください。
79	要求水準書	12	第2	2	(4)				インフラ整備	インフラ整備は事業区域内のみとし、進入路を含めた事業区域外は別途としてもよろしいでしょうか。	進入路は事業区域内です。
80	要求水準書	13	第2	2	(4)	4)			インフラ整備	「LPGとする。(火葬炉設備：灯油等)」との記載がありますが、火葬炉においてLPGを使用しない場合、新斎場をオール電化としてもよろしいでしょうか。ご教示願います。	火葬炉の燃料は、灯油とします。それ以外の施設においてガスを使用する場合はLPGとしますが、使用しない場合はオール電化も可とします。
81	要求水準書	13	第2	2	(4)	4)			インフラ整備	「LPGとする。(火葬炉設備：灯油等)」との記載がありますが、火葬炉においてLPGを使用しない場合、新斎場をオール電化としてもよろしいでしょうか。ご教示願います。	No80回答を参照ください。
82	要求水準書	13	第2	2	(5)				既存施設(現斎場)概要	現中央斎場の「火葬予約タイムテーブル」及び各予約枠の予約率実績についてご教示願います。	現在の人員体制や、時間の制約により、各時間帯の予約件数は1時間当たり2~4件であり、3時間当たりの最大予約件数は12件までとしている。予約実績データはありませんが、お昼前から13時代までの範囲での火葬が多いです。
83	要求水準書	13	第2	2	(5)				既存施設(現斎場)概要	現中央斎場の「火葬予約タイムテーブル」及び各予約枠の予約率実績についてご教示願います。	No82回答を参照ください。
84	要求水準書	14	第2	3	(1)				造成計画	火葬場である建築物は、公益的施設の用に供する目的で行う開発行為に該当するため、開発許可申請は不要と考えています。ただし、開発許可の手続きの必要性については、関係機関と協議してください。	「要求水準書 第2 13 仮施設等設置業務」に記載している仮施設等の設置を除き、開発許可申請は不要と考えています。ただし、開発許可の手続きの必要性については、関係機関と協議してください。
85	要求水準書	14	第2	3	(1)				造成計画	「開発許可等の手続きや設計・工事等に関する費用は事業者にて負担し実施すること。」とありますが、今回は「公共公益施設」に該当するため開発許可申請は不要という理解でよろしいでしょうか。	No84回答を参照ください。

86	要求水準書	14	第2	3	(1)	エ		造成計画	本事業は、法第29条第1項第3号に定める公益施設の内、墓地埋葬等に関する法律第2条第7項の火葬場である建築物に該当するため、開発許可は不要と考えていますが、開発行為に関する協議や各種申請が必要な場合とは、どのような行為を想定しているかご教示ください。	「要求水準書 第2 13 仮施設等設置業務」等において、現状の改変面積を変更すること等を想定しています。	
87	要求水準書	14	第2	3	(4)	エ		外構計画	仮に式場の利用があった場合でも、会葬者は午後9時以降は斎場にとどまらない（つまり斎場には泊まらない）という理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
88	要求水準書	15	第2	4	(1)	1)	h	式場ゾーン	会葬者等は午後9時以降は式場にとどまらない。つまり宿泊はしないとの理解で宜しいでしょうか？	No87回答を参照ください。	
89	要求水準書	15	第2	3	(4)	カ		外構計画	現斎場で実際にイノシシによる実害が発生しているのでしょうか？その場合、具体的な被害事例をご教示ください。	職員による目撃事例が月1程度であり、人目につかない場所の芝が掘り返されたり、糞害も発生しています。	
90	要求水準書	15	第2	4	(1)	1)	a	外部施設ゾーン・供養塔	供養塔の大きさ（内部の残骨灰の保管スペースを含む）は事業者判断との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
91	要求水準書	15	第2	4	(1)	1)		外部施設ゾーン・喫煙コーナー	喫煙コーナーとは、会葬者用喫煙スペースを1階外部の受動喫煙を防止できる場所に設けるという理解でよろしいでしょうか。また1階ではなく、2階だけでもよろしいでしょうか。	本施設は、改正健康増進法に係る「第二種施設」ですので、法令に則って設置してください。	
92	要求水準書	18	第2	4	(2)	2)	ウ	喫煙コーナー	本施設は、改正健康増進法に係る「第一種施設」という認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。	No91回答を参照ください。	
93	要求水準書	18	第2	4	(2)	2)	ウ	喫煙コーナー	本施設は、改正健康増進法に係る「第一種施設」という認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。	No91回答を参照ください。	
94	要求水準書	15	第2	4	(1)	1)	d	待合ゾーン	給湯室は集合（共用）以外に各待合にシンク、ガスコンロ等を設置する提案も可能でしょうか？	事業者の提案に委ねますが、本市としては、コンパクトであっても待合室だけでなく待合室以外も含めて、ゆとりのある快適な空間づくりを重視しています。	
95	要求水準書	16	第2	4	(1)	1)		施設のゾーニング	告別室、炉前ホール、収骨室の各機能が統合された部屋の設置を行う提案も可能とありますが、その場合の諸室面積の考え方は、事業者の提案とするものとして宜しいでしょうか。	各機能を統合する場合は、要求水準書に面積水準が示されているものについてはその水準以上を確保することは必要となりますが、それだけでなく、告別室を4室以上設けることとした意味は、常時4件以上の受け入れが出来ることを要件としたものです。運営維持管理に支障のないものとしてください。	
96	要求水準書	19	第2	4	(2)	4)	イエ	火葬ゾーン・告別室、収骨室	告別室、収骨室ともに「50㎡程度の部屋を4室以上設けること」と記載されておりますが、告別室、炉前ホール、収骨作業室及び収骨室の各機能が統合された提案を行う場合、室数及び面積は事業者提案としてよろしいでしょうか。ご教示願います。	No95回答を参照ください。	
97	要求水準書	19	第2	4	(2)	4)	イエ	火葬ゾーン	告別室、収骨室ともに「50㎡程度の部屋を4室以上設けること」と記載されておりますが、告別室、炉前ホール、収骨作業室及び収骨室の各機能が統合された提案を行う場合、室数及び面積は事業者提案としてよろしいでしょうか。ご教示願います。	No95回答を参照ください。	
98	要求水準書	17	第2	4	(2)	2)	イ	a	車寄せ	霊柩車及びマイクロバスが横付けできる乗降スペースを設けるとありますが、大型バス等の利用も想定する必要がありますでしょうか？	事業者の提案に委ねます。なお現在、大型バスの利用は多くありません。
99	要求水準書	18	第2	4	(2)	2)	カ	供養塔	残骨灰を収めるための場所は火葬作業ゾーンの残灰庫として、参拝用のモニュメントとして供養塔を整備することでも宜しいでしょうか？	残骨灰を納める場所は残灰庫とは別としてください。慰霊のためのものであり、参拝用として考えていないため、過度なモニュメントは想定していません。	
100	要求水準書	19	第2	4	(2)	4)	オ	a	霊安室	遺体2体分の柩を収納できる保冷庫は1体ごとに独立した設備でなければいけないでしょうか？	ご理解のとおりです。
101	要求水準書	20	第2	4	(2)	5)	イ	e	待合室	畳スペースは必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	要求水準書	20	第2	4	(2)	5)	イ		待合室	待合室は、資料10「利用者数実績」および運用面から判断し、資料11にある可動間仕切り以外の提案としてもよろしいでしょうか。	一定数（例えば半分）は固定壁として整備した上で、残りは、可動間仕切り又は固定壁としてください。一部に可動間仕切りを可能としたのは、待合室以外においても、ゆとりある快適な空間作りができるように工夫したものです。
103	要求水準書	21	第2	4	(2)	6)	エ	収骨作業室	収骨準備のスペースは、運営機能を満たせば、兼用スペースとして整備してもよろしいでしょうか。	他の要求水準を満たすことを前提に、収骨準備スペースを兼用スペースとすることも可とします。	
104	要求水準書	22	第2	4	(2)	8)	ア	式場ゾーン	通夜式に使用とありますが、ご遺族の夜間を通じた付き添いを想定する必要がありますか。（シャワーブース等は必要でしょうか？）	通夜式のための利用で、夜間を通しての利用は想定していません。従ってシャワーブース等は要求水準としません。	
105	要求水準書	23	第2	4	(2)	8)	カ	a	倉庫（式場）	①当該倉庫には斎場の運営職員が出入りするのみで、葬祭業者等の部外者は出入りしないとの理解で宜しいでしょうか？ ②部外者が出入りしない前提の場合、葬祭用品の保管スペースとの共用は可能でしょうか？	①ご理解のとおりです。 ②倉庫のしつらえは、利便性を考慮したうえで、事業者委ねます。
106	要求水準書	23	第2	4	(2)	8)	カ	b	倉庫（式場）	神式・仏式の2種類の祭壇を調達とありますが、兼用型もしくは無宗教型を1台調達するとしてもよろしいでしょうか。	支障がなければ兼用型でもかまいませんが、無宗教型は要求水準に合致しないので認められません。

107	要求水準書	23	第2	5	(2)	1)	アウ		共通事項	エコ仕様の電線（EM-I E電線）以外のエコ仕様ケーブルや天井ふところ内配線工事においては、ケーブル配線工事としてよろしいでしょうか。	可とします。
108	要求水準書	24	第2	5	(2)	5)	オ		受変電設備	事業区域の受電方法については事業者提案でよろしいでしょうか。	事業者が関係機関協議を行った上で、事業者の提案とします。
109	要求水準書	24	第2	5	(2)	6)	ア		静止型電源装置	「非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設置すること」とありますが、非常照明は、電源別置型の器具を採用する事として、電源内蔵型は不可とのことでしょうか。	電源内蔵型も可とします。
110	要求水準書	24	第2	5	(2)	7)	ア		発電設備	火葬炉13基を使った1日の運用で支障のない能力と理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
111	要求水準書	24	第2	5	(2)	7)	イ		発電設備	「火葬炉設備（火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備）」とありますが、最低限必要な設備とはどのような設備への供給を想定しておりますでしょうか。ご教示願います。	火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備を想定しています。
112	要求水準書	24	第2	5	(2)	7)	イ		発電設備	「火葬炉設備（火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備）」とありますが、最低限必要な設備とはどのような設備への供給を想定しておりますでしょうか。ご教示願います。	No111回答を参照ください。
113	要求水準書	25	第2	5	(2)	8)	イ		L A N設備	公衆無線LANの整備は事業者にて行いますが、通信費については貴市にて負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。	事業車の負担とします。
114	要求水準書	29	第2	6	(1)	1)	イ	j	火葬炉設置概要	予備空間は将来の増設工事を考慮した創りとありますが、増設スペースは必要なのでしょうか？	ご理解のとおりです。
115	要求水準書	29	第2	6	(1)	2)	ア		火葬重量	燃焼計算に用いる火葬重量等は、要求水準書P8第1 総則 6 適用法令・基準 (2)設計基準、仕様書等 30)「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版」にあるように、同マニュアルの記載内容(遺体75kg、柩15kg、副葬品10kg)に従って計算すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書	31	第2	6	(1)	3)	ウ	b	竣工時検査	「排ガス、悪臭のうち排気筒出口での値が定められているものについては、各排気系列運転時に実施し、全系列についておこなうこと。」とありますが、2炉1排気系列とする場合は、7回の測定ということでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書	31	第2	6	(1)	3)	エ	c	定期検査	排ガス系統にかかわらず任意の2つの火葬炉で排ガス測定を行うとの理解で宜しいでしょうか？	市が指定した2つの火葬炉で測定を行います。
118	要求水準書	32	第2	6	(1)	5)	イ	b	保証内容	設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等が契約不適合責任（引渡し時点で存在した不備に関する責任）ということであれば、責任追及できる期間が無制限な点、事業者側に過度な負担となるため、保証期間は契約不適合責任期間として頂けますでしょうか。	保証期間にかかわらず、運営・維持管理期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修、改造または交換してください。
119	要求水準書	34	第2	6	(2)	2)	ウ	c	炉内台車	「台車の表面は、目地無しの一休構造とすること。」とありますが、各メーカーにより仕様、特徴が異なります。事業者提案として頂けないでしょうか。ご教示願います。	要求水準書のとおりとします。
120	要求水準書	38	第2	6	(3)	1)	オ		電気・計装設備	【「計装制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案とする。】とありますが、制御システムは火葬炉企業ごとに異なるため、記載されている内容を改変しても宜しいでしょうか。。	「要求水準書 第2 6(3)1オ」のとおり、「計装制御一覧表」の内容を標準として整備してください。「計装制御一覧表」に相当する代替機能の提案は、可とします。詳細は事業者に委ねます。
121	要求水準書	39	第2	6	(3)	1)			計装制御一覧表	「再燃焼炉排煙濃度」とありますが、火葬炉メーカーごとに制御システムが異なることから、「計装制御一覧表」の記載内容は参考例と考えてよろしいでしょうか。排煙濃度計を制御に利用しないシステムであり、かつ排ガス対策に支障がない場合は、事業者の判断で設置しなくてもよろしいでしょうか。ご教示願います。	No120回答を参照ください。
122	要求水準書	40	第2	6	(3)	2)	ウ	c	火葬炉現場操作盤・主要機能	火葬炉企業ごとに独自の仕様となっているため、主要機能の内容は事業者の提案としていただけないでしょうか？	No120回答を参照ください。
123	要求水準書	41	第2	6	(3)	2)	エ	f	中央監視制御盤	「c)主要機能」に「排気筒CO・O2濃度等の表示機能」とありますが、火葬炉メーカーごとに制御システムが異なることから、記載内容は参考例と考えてよろしいでしょうか。CO・O2濃度計を制御に利用しないシステムであり、かつ排ガス対策に支障がない場合は、事業者の判断で設置しなくてもよろしいでしょうか。ご教示願います。	No120回答を参照ください。
124	要求水準書	41	第2	6	(3)	2)	エ	f c)	中央監視制御盤・主要機能	火葬炉企業ごとに独自の仕様となっているため、主要機能の内容は事業者の提案としていただけないでしょうか？	No120回答を参照ください。
125	要求水準書	41	第2	6	(3)	2)	エ	f	中央監視制御盤	「c)主要機能」の「その他機能」に「案内放送機能」とありますが、これは作業員に炉の稼働状況を報知するためのものと理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。

126	要求水準書	41	第2	6	(3)	2)	キ	b a)	モニター設備	「可動雲台、ワイパー」とありますが、すべての排気筒が監視できるよう適切に配置すれば「可動雲台、ワイパー」を付属しなくても宜しいでしょうか。	代替機能の提案は、可とします。詳細は事業者に委ねます。
127	要求水準書	42	第2	6	(3)	2)	キ	b)	防犯カメラ	屋内防犯カメラも可動式となっていますが、カメラを可動式とせず、台数を増やし、常時監視範囲を増やす提案も可として頂くことは可能でしょうか。	No126回答を参照ください。
128	要求水準書	42	第2	7	(1)	1)			予約システム	市内3斎場を含め、合計4斎場の予約システムの整備とありますが、予約サイトの構築は下記のどちらになるのでしょうか。 ①4斎場別々のサイトを作成し、各々の斎場予約サイトから予約が出来る様にする。 ②1つの斎場予約サイトから、4斎場の予約が出来る様にする。	②を想定している。ただし、将来の斎場の統廃合による変更が容易な設定とすること。落札後、構築前に市の関係機関と十分に協議を行うこと。
129	要求水準書	42	第2	7	(1)	1)			予約システム	インターネット環境をお教えてください。 ①今回整備する斎場を含め4斎場について、現状インターネット回線はあるのでしょうか。 ②また、無い場合は、4斎場での新規に設置する費用は、本事業の負担になるのでしょうか。各斎場ごとに違う場合もお教えてください。 ③インターネット使用料(月額利用料)の契約・負担者はどのようになるのでしょうか。各斎場ごとに違う場合もお教えてください。	①中央斎場のインターネットはかわせみNetがある。児島斎場・玉島斎場はポケットwifiを使用している。真備は回線はありません。 ②児島玉島真備に設置はいりません。中央斎場については事業者にて契約のこと。現環境は建物解体に伴い、当然に使用できない。 ③中央斎場のインターネット使用料(月額利用料)については、事業者の負担とします。
130	要求水準書	42	第2	7	(1)	1)			予約システム	各施設の予約可能な日数は、何日間を想定されていますでしょうか。また各斎場ごとに異なるのでしょうか。	各斎場の予約は前日17時までとする。現状は、2日間より先の予約を求められることがないが、運営に支障がないよう事業者提案とする。
131	要求水準書	43	第2	7	(1)	1)	イ		予約システム	想定される、IDを付与する市職員・葬祭業者数ほどの程度でしょうか。	現状では、30程度と見込まれるが、今後増減する可能性はある。情報セキュリティ、管理画面の設定等については、落札後、構築前に市の関係機関と十分に協議を行うこと。
132	要求水準書	43	第2	7	(1)	1)	イ		予約システム	霊安室については、斎場運営業務者が電話受付を行い予約入力をとあります。予約画面には霊安室の予約はさせないが、予約状況の表示は必要でしょうか。	必要です。
133	要求水準書	43	第2	7	(1)	1)	キ		予約システム	「運用にあたっては倉敷市情報セキュリティポリシーを遵守すること。」と記載されておりますが、本システムは、倉敷市情報セキュリティポリシーに記載される「マイナンバー利用事務系」及び「LGWAN接続系」には該当しないと理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
134	倉敷市情報セキュリティ基本方針	3	6	ア					マイナンバー	情報システム全体の強靱性の向上 マイナンバー利用事務系とありますが、予約システムの入力項目にマイナンバーの一入力項目は必要でしょうか。	No133回答を参照ください。
135	要求水準書	43	第2	7	(1)	1)	ク		予約システム	「予約システム内のデータを使って 利用実績や各種統計資料の作成ができること。」とありますが、帳票出力できる必要がありますか？ ①過去何年間分作成が必要になるのでしょうか ②各種統計資料とは、具体的に必要な情報があればご教授ください	①については、5年程度を目安に協議とします。 ②現在は火葬件数等の情報集計しかしていないが、予約システムにて収集されるデータ項目を必要に応じて加工することが想定されます。
136	要求水準書	43	第2	7	(1)	2)			運用支援システム	運用支援システムでの出力が必要な帳票についてご教授ください。 ①作成が必要な帳票についてお教えてください。 ②また上記で必要な帳票は、専用のフォーマットがあるのでしょうか。あればご提示ください。	①については、要求水準書の質問へNo135回答を参照ください。 ②については、現段階では専用のフォーマットはありません。選定された事業者と協議の上設定します。
137	要求水準書	44	第2	7	(4)	1)	ウ		機能及び機器の更新	バックアップについてご教授ください。 ①バックアップデータの保持期間 ②バックアップデータの対象 ③バックアップデータの媒体保存の必要有無	①については、本データが市に提出されるまでとします。なお、データ全体の保管については、要求水準書の質問へのNo135回答を参照ください。 ②については、予約にかかるすべてのデータとし、市の斎場運営に不都合が生じないものとしてください。 ③本データが保持されていることを前提に、媒体保存は不要とします。
138	要求水準書	43	第2	7	(1)	2)			運用支援システム	場内各所への情報の表示についてご教授ください。 ①表示が必要な箇所についてお教えてください。 ②表示する内容についてお教えてください。 ③各表示盤のサイズについて指定はあるのでしょうか。	要求水準書第2の7(3)2)をご参照の上、事業者にてご提案ください。
139	要求水準書	43	第2	7	(1)	2)			運用支援システム(本施設のみ)	外字について ①必要な外字対応について、運用支援システムとして、インストールしないといけないソフトの指定はあるかお教えてください。 ②運用支援システム側で外字対応とし、予約システム側では外字の対応不要と考えますが、宜しいでしょうか。	①については、外字についてソフトの指定はありませんが、手書き文字まで取り込めるようにしてください。 ②については、予約システムからの外字対応が必要です。

140	要求水準書	44	第2	7	(3)	2)		運用支援システム	火葬炉については、納棺から冷却、出炉までの時間表示ができるようにすることとあります。火葬炉稼働情報の冷却開始時刻から設定時間後を出炉（冷却完了）の時刻とし、運用支援システムで確認出来れば問題ないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
141	要求水準書	44	第2	7	(4)	1)	イ	機能及び機器の更新	本施設以外の市内3斎場の都合により、システムの更新等が発生した場合、当該費用は貴市にて負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書	44	第2	7	(4)	1)	ウ	機能及び機器の更新	機器故障時の代替手段とは、どこまでの一冗長化が必要でしょうか。 ①データベースを搭載しているサーバもしくはパソコンのみ冗長化で問題ないでしょうか。 ②冗長化は、コールドスタンバイで問題ないでしょうか。もしくはホットスタンバイが必要でしょうか。	機器故障等が起きた場合でも、速やかに本番系から待機系に移行し、予約入力等対応が可能であることを求めています。
143	要求水準書	45	第2	8				事前調査業務	電波調査業務の調査範囲を確定するため、想定される電波障害範囲、種別をご提示下さい。	事業者が調査してください。
144	要求水準書	47	第2	9	(8)	エ		留意事項	必要資料を貴市に提出後、貴市が確認に要する期間は何日位を想定しておけば宜しいですか？	現段階では、想定できない。基本設計に基づき、実施設計に移る前に庁内の合意や地元への説明などを想定していることから、余裕をもったスケジュールにて行うこと。ただし、期間の短縮については、基本設計がある程度完成した段階での合意形成を図ることなどにより、短縮も可と考える。
145	要求水準書	47	第2	9	(8)	キ		留意事項	現斎場にある備品等のうち転用可能なものは新斎場でも利用する可能性があるという趣旨なのではないでしょうか？	現段階では新斎場への転用は想定していない。要求水準書の解体・撤去業務の留意事項を参照のこと。
146	要求水準書	47	第2	9	(8)	ク		留意事項	【市が行う近隣住民等への説明会など】と記載がありますが、市は近隣住民の方々に対して本事業の説明会を既に行っておりますか。本事業契約後、初めて近隣住民の方々へ事業説明を行うこととなりますか。	平成30年5月の倉敷市中央斎場施設整備基本計画の概要については地元代表に、あいさつと合わせて説明を行っている。基本設計などある程度事業が具体化された段階での説明を想定している。
147	要求水準書	47	第2	10				建設業務	当該項目に、土壌汚染に関する記述がありませんが、当該敷地には土壌汚染は無いものと考えて宜しいでしょうか。	適用法令に則って関係機関と協議をお願いします。
148	要求水準書	48	第2	10	(3)	ク		建設業務	仮設利用可能なエリアの土地は、無償で利用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書	53	第2	12	(2)	5)	ウ	解体・撤去	PCBについて未調査との事ですが、この調査費用は貴市が負担するものと考えて宜しいでしょうか。また、処分費用については、PCB所有者である貴市が行うものと考えて宜しいでしょうか。	調査費は事業者、処分は市の負担です。
150	要求水準書	53	第2	12	(2)	5)	ウ	解体・撤去	PCBの取り扱いについては、要求水準書P53に「PCB等使用部分の解体・撤去については、関係法令及び法令適用基準に定められた方法により、施工すること」とありますが、処分方法について御市の対応があればご教示ください。	関係機関との協議によります。
151	要求水準書	53	第2	12	(2)	5)	オ	解体・撤去	解体撤去に関して既存火葬場は人体炉のみですので「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の廃棄物処理施設には該当しませんが、火葬炉、煙道を含めた管理区域として区画する部分については「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に従い、調査、測定、養生、除染、解体を実施しダイオキシン類の拡散防止に努めると考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書	53	第2	12	(2)	7)		跡地整備	供養塔の建替は、既存建物解体後の跡地整備の段階に行ってもよろしいでしょうか。	施設の運用に支障がないことを前提として可です。
153	要求水準書	53	第2	13	ウ			工事監理業務	火葬炉設備に関する工事監理業務は、設備の特異性及び性能保証の観点から、火葬炉メーカーが責任を持って行うものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	火葬炉設備の工事監理業務は、火葬炉企業が行うことを認めます。
154	要求水準書	53	第2	13	オ			工事監理業務	「市が個別に発注する工事」とありますが、現段階で想定のある工事がありましたら、ご教示願います。	定期修理などは想定しています。なお定期修理以外の工事が発生する可能性はあります。
155	要求水準書	54	第2	14	(1)	オ		全体要件	工事完了後は現況復旧とありますが、木を植えるということでしょうか。	現況復旧を要求水準としますが、木を植える必要はありません。
156	要求水準書	54	第2	14	(1)	オ		仮設施設等設置業務全体要件	仮設利用可能なエリアの工事完了後の現況復旧とは、真砂土による整地程度と考えてよろしいでしょうか。既存樹木の伐採伐根等は必要でしょうか。	事業者の提案に委ねます。後段については、不要です。

157	要求水準書	55	第2	14	(2)	2)	ア		悪臭に係る基準	「臭気規制のあらまし（平成27年2月）」によれば、倉敷市は特定悪臭物質濃度規制地域であり、倉敷市ホームページにおいても、倉敷市は特定悪臭物質濃度規制を採用しているとあります。対して、「悪臭防止法施行規則」6条の2は、臭気指数規制に関する内容であり、基準が異なります。本工事の悪臭に係る基準は、「臭気規制のあらまし（平成27年2月）」に則り、敷地境界と排気筒出口で特定悪臭物質を測定すると考えて宜しいでしょうか。	両規定を遵守してください。
158	要求水準書		資料8						性能試験の項目及び手法	「臭気規制のあらまし（平成27年2月）」によれば、倉敷市は特定悪臭物質濃度規制地域であり、倉敷市ホームページにおいても、倉敷市は特定悪臭物質濃度規制を採用しているとあります。悪臭に関しては、「臭気規制のあらまし（平成27年2月）」に則り、敷地境界と排気筒出口で特定悪臭物質を測定すると考えて宜しいでしょうか。	No157回答を参照ください。
159	要求水準書		資料8						性能試験の項目及び手法	「臭気規制のあらまし（平成27年2月）」によれば、倉敷市は特定悪臭物質濃度規制地域であり、倉敷市ホームページにおいても、倉敷市は特定悪臭物質濃度規制を採用しているとあります。よって、臭気指数は測定しないと考えるべきでしょうか。臭気指数を測定する場合、臭気指数の基準値をご教示ください。	No157回答を参照ください。
160	要求水準書	57	第2	16					所有権移転業務	「事業者の負担により…必要に応じて登記を行ったうえで、…市に施設の所有権を移転すること。」とありますが、表題登記については、事業者の業務範囲として費用も事業者の負担（提案価格に含む）であり、保存登記については、貴市が登記する際に必要となる書類等を事業者が提供するのが事業者の業務範囲であり、その他の手続き・費用（司法書士への報酬・登録免許税等）については貴市の負担（提案価格に含まない）である、という理解でよろしいでしょうか。	表題登記も市の負担となります。
161	要求水準書	57	第2	16					所有権移転業務	本施設の表示登記及び所有権の保存登記については、通常のBT0案件と同様に、所有権移転後に必要に応じて貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	要求水準書	57	第2	18					稼働準備業務	稼働準備期間中の光熱水費の負担はどちらになるのでしょうか？	事業者負担になります。
163	要求水準書	58	第3	2	(1)		ア		維持管理業務における基本的な考え方	万一、大規模修繕が必要な事態となった場合の対応をご教示ください。	事業者が適切に維持管理を行っていることが証明された場合においては、その負担割合について協議に応じます。
164	要求水準書	59	第3	2	(3)				施設及び設備・備品等の不具合及び故障への対応	長期の事業であること、また、各事業者が見込む修繕費用の著しいバラツキを抑制するため、事業者の瑕疵によらない一定額（例えば、火葬炉については1件あたり●●●万円、その他については1件あたり50万円）を超える修繕については市の負担とする等、修繕リスクを限定することを検討頂けませんでしょうか。	原案のとおり、修繕に係る費用は全て見込んで入れしてください。
165	要求水準書	60	第3	2	(5)		イ		実施体制	「建築設備責任者」は常駐の必要はないとの理解でよいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
166	要求水準書	60	第3	2	(6)		ア		計画書及び報告書の作成、提出	各種計画書・報告書・台帳を作成し、市に提出のこととありますが、電子報告でも可能でしょうか？	データ及び紙媒体とします。
167	要求水準書	62	第3	2	(9)				施設管理台帳	具体的にどのような項目を記録すれば良いのでしょうか？一部例示ください。	要求水準書第3の2(6)③施設管理台帳について、事業期間中における各種設備の点検・保守・補修・修繕等の実施時期、内容を整理したものです。
168	要求水準書	62	第3	2	(9)		エ		事業期間終了時の引継ぎについて	「事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、」とありますが、維持管理企業とは「建築・設備維持管理業務」を担当する企業、あるいは「火葬炉運営業務」を担当する企業」のいずれかの企業、との理解でよろしいでしょうか。	実施体制において維持管理総括責任者を選出した企業を窓口としてください。内容に応じて建築・設備維持管理業務又は火葬炉運営業務を行う企業がサポートを行ってください。
169	要求水準書	64	第3	3	(3)			資料2-3	外構維持管理業務	進入路（資料2-3赤色矢印）は事業区域外と考えるとよろしいでしょうか。	進入路は事業区域内です。
170	要求水準書	65	第3	4	(1)		エ		火葬炉運転業務	①「副葬品の残滓は事業者の判断で処分することなく出灰すること」とは、仮に残滓があった場合には、台車ベットの撤去することなく収骨時に喪主等に確認してもらい、その同意を得た上で処分せよとの趣旨でしょうか？ ②あるいは焼骨の取り間違い防止等の理由で、収骨の前段階である火葬炉から文字通り出灰する時点で喪主等の立会が別途必要なのでしょうか？	①とします。
171	要求水準書	65	第3	4	(1)		サ		火葬炉運転業務	過去5年間における病院からの検体遺体の件数、肢体の一部や産汚物その他の汚物の火葬件数を、それぞれご教示ください。また、それらの火葬1件当たりの平均重量をご教示ください。	別紙追加資料16のとおり。献体遺体は死体の中に含まれることから個別での件数は提示できません。また汚物については重量を記載しているが、それ以外の火葬1件当たりの平均重量は提示できません。

172	要求水準書		資料7					過年度火葬件数実績	令和元年度の1～3月の火葬実績をご教示願います。また、直近3ヶ年の死体、死胎、その他の内訳を月別でご教示願います。	No171回答を参照ください。
173	要求水準書		資料7					過年度火葬件数実績	令和元年度の1～3月の火葬実績をご教示願います。また、直近3ヶ年の死体、死胎、その他の内訳を月別でご教示願います。	No171回答を参照ください。
174	要求水準書	65	第3	4	(2)			残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	人体の残骨灰については、「墓理法」に則り適切に管理、処理するとありますが、現斎場における残骨灰及び集じん灰の処理業者の選定方法、搬出及び最終処分の方法についてご教示ください？	処理業者の選定は、直近は一般競争入札方式にて選定しています。搬出や中間処理については、法令等を遵守してください。残骨については、国民の宗教的感情に配慮し供養することとしています。
175	要求水準書	65	第3	4	(2)			残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	搬出（処分）の頻度は事業者判断に任されているとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
176	要求水準書	65	第3	4	(2)	ウ		残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	集じん灰を敷地外に搬出するたびにダイオキシン類を測定すると理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
177	要求水準書	65	第3	4	(2)	ウ		残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	「集じん灰を搬出する場合は、ダイオキシン類濃度を測定すること。」とありますが、測定は年1回でよろしいでしょうか。ご教示願います。	No176回答を参照ください。
178	要求水準書	65	第3	4	(2)	ウ		残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	「集じん灰を搬出する場合は、ダイオキシン類濃度を測定すること。」とありますが、測定は年1回でよろしいでしょうか。ご教示願います。	No176回答を参照ください。
179	要求水準書	66	第4	2	(2)			実施体制	①運営総括責任者は維持管理総括責任者を兼務できますか？ ②兼務可能な場合には、維持管理総括責任者と火葬炉運営責任者は兼務可能と明記されているため、運営総括責任者・維持管理総括責任者・火葬炉運営責任者の3つを兼務できるという理解で宜しいでしょうか？	運営総括責任者と維持管理総括責任者の兼務は不可です。
180	要求水準書	68	第4	3	(1)			開場時間及び休場日	提案書の作成段階で、開場時間や休場日を事業者の提案で変更することはできないものと解釈して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
181	要求水準書	68	第4	3	(1)			開場時間及び休場日	斎場の休場日は1月1日から1月3日までのみで、第2、第4の友引日も通常通りに火葬を行うのでしょうか？ また、7月、12月の第2友引日は病院検体遺体の火葬以外も火葬を行うのでしょうか？ ※ページを跨いでいることによる表罫線の位置により解釈が異なるため確認しています。	斎場・式場とも、1月1日から1月3日のほか、第2・第4の友引の日も休場となります。 7月及び12月の第2友引日は、病院検体遺体以外の火葬は受け入れません。場合によって月がずれる場合も、病院検体遺体受入日には一般の遺体の受け入れは行いません。
182	要求水準書	68	第4	3	(1)			開場時間及び休場日	式場の休場日は第2、第4の友引日のみで、1月1日から1月3日までは通常運営するのでしょうか？1日に式場を利用された方は早くとも4日の火葬になりますが問題ないでしょうか？ ※ページを跨いでいることによる表罫線の位置により解釈が異なるため確認しています。	No181回答を参照ください。
183	要求水準書	69	第4	3	(1)			開場時間及び休場日	7月及び12月の第2友引日等は病院検体遺体の火葬に対応することありますが、一般の火葬の受け入れは可能でしょうか？	一般の火葬の受け入れは不可です。
184	要求水準書	68	第4	3	(1)	イ		開場時間及び休場日	「遺族等の利用は開場時間内」とあるため、通夜式がある場合でも遅くとも午後9時までには会葬者、葬祭業者等すべての利用者は斎場より退去するとの理解で宜しいでしょうか？（通夜に伴う夜間におけるご遺族の付き添いは不可と考えて宜しいでしょうか？）	ご理解のとおりです。
185	要求水準書	68	第4	3	(1)	イ		開場時間及び休場日	斎場について、その日の火葬状況により開場時間を短縮することは可能でしょうか？	開場時間内は予約管理業務及び霊安室の受入を行っていただくため不可とします。
186	要求水準書	68	第4	3	(1)	イ		開場時間及び休場日	式場について、その日の式場の利用状況により開場時間を短縮することは可能でしょうか？	可とします。ただし、式場の予約管理業務については、斎場の開場時間（午前9時から午後5時30分まで）に合わせて行っていただきます。
187	要求水準書	69	第4	3	(1)	イ		開場時間及び休場日	①仮に当日夕刻以降に式場の利用（通夜式や翌日の告別式に備えての設営、或いは使用受付や案内業務等全ての業務を含む）が全くない場合には、17時半以降の式場業務がないわけなので全職員が17時半以降に退社可能との理解で宜しいでしょうか？ ②あるいは当日の利用有無にかかわらず式場担当を常時午後9時までは斎場に待機させる必要があるのでしょうか？ 必要職員数にかかわるので明確に回答下さい。	No186、187回答を参照ください。
188	要求水準書	69	第4	4	エ			予約管理業務	「業務時間内で対応」とありますが式場利用（通夜式）がある場合には午後9時まで職員（斎場に残留する式場担当）が対応。通夜式等がなく17時半以降全職員が退社する場合には17時半までとの理解で宜しいでしょうか？	No186、187回答を参照ください。
189	要求水準書	73	第4	15	ウ			警備業務	通夜式がある場合でも、午後9時以降は利用者（葬祭業者）は斎場を退去しているとの理解で宜しいですか？	No184回答を参照ください。
190	要求水準書	68	第4	3	(1)	イ		開場時間及び休場日	表が68頁と69頁に分かれています。斎場、式場ともに休場日は「1月1日から1月3日まで。第2、第4の友引の日」との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

191	要求水準書	69	第4	3	(1)	イ		開場時間及び休場日	式場で通夜を行った場合、会葬者の宿泊はないと考えてよいでしょうか。また、ご遺体は霊安室に保管すると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	要求水準書	69	第4	3	(3)			火葬件数	①死胎児の火葬は、28件/日の火葬枠に含まれているとの理解で宜しいでしょうか？②また病院検体の火葬は原則通常開場日の火葬枠では火葬しないとの理解で宜しいでしょうか？	①については、含まれていません。 ②については、ご理解のとおりです。
193	要求水準書	69	第4	4	ア			予約管理業務	葬祭業者を利用しない会葬者が、予約を行う場合は市が行うのでしょうか、会葬者本人が各斎場に直接電話予約するのでしょうか。	葬祭業者以外で予約システムに入力できない場合、火葬は市窓口で電話して市で入力、火葬以外の式場と待合室と霊安室については直接斎場に連絡して、斎場で入力します。
194	要求水準書	69	第4	4	ウ			予約管理業務	人体の一部に関しては、死胎児と同等の扱いと考えてよいでしょうか。またその収骨の有無、返却(即日かどうか)について市のお考えをお聞かせください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、希望があれば収骨を実施することとしますが、即日以外の収骨は認めないものとします。
195	要求水準書	69	第4	5	エ			利用者受付業務	資料13では、利用者から受領する資料は施設使用許可書ではなく、施設使用申込書となっております。施設使用申込書と読み替えて宜しいでしょうか？	資料13は待合室、式場、霊安室等の施設使用を想定した施設使用許可書です。要求水準書の施設使用許可書は資料13には載っていない火葬炉の施設使用許可書で、火葬許可書と一緒に確認します。
196	要求水準書	70	第4	5	カ			利用者受付業務	資料13では、利用者が発行する書類は施設使用許可書ではなく、施設使用許可証となっております。施設使用許可証と読み替えて宜しいでしょうか？	No195回答を参照ください。
197	要求水準書	70	第4	8				収骨業務	収骨方式は、炉内台車上からの直接収骨方式と収骨台等に焼骨を移し替える間接収骨方式がありますが、事業者の提案として宜しいでしょうか？	直接収骨方式とします。
198	要求水準書	71	第4	9	イ			待合室関連業務	基本的に設備貸与業務であって、給湯室と待合室間の搬送、献茶等のサービスは利用者(葬祭業者等を含む)が全て行うとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
199	要求水準書	71	第4	9	イ			待合室関連業務	「後片付けなど」に付いては、あくまでも給湯室内での茶器や茶葉等の片づけ、清掃という意味で、使用後の待合室の片づけ(茶器を使用後のテーブル等の拭き掃除など)は利用者(葬祭業者)が行うとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、利用者が汚したままであれば、次の使用が入るまでの間に、点検・片づけは必要となります。
200	要求水準書	71	第4	9	カ			待合室関連業務	①待合室(1室10名程度)の貸出しは無料、有料の何れで行ないますか？ ②有料の場合には現時点での想定でも構わないので貸出料金をご教示ください。需要予測の参考とするため。	無料を想定しますが、条例で定めるため現時点ではお示しできません。
201	要求水準書	71	第4	9	カ			待合室関連業務	①式室(1室15名程度)の貸出しは無料、有料の何れで行ないますか？ ②有料の場合には現時点での想定でも構わないので貸出料金をご教示ください。式場の需要予測の参考とするため。	条例にて定めることとなるため、示すことはできません。
202	要求水準書	71	第4	9	カ			待合室関連業務	基本的に設備貸与業務であって、祭壇等の斎場側管理の備品の設営(搬送)を行なうということ、告別式、通夜式などの準備(設営)は原則利用者(葬祭業者)が行い(各種案内、手続業務等はのぞいて)事業者側は式の運営・準備そのものには直接関与はしないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
203	要求水準書	71	第4	9	カ			待合室関連業務	霊安室への遺体の安置について、事業者は霊安室の鍵を開ける業務との理解でよいでしょうか。	霊安室の鍵を開けて、扉の中以降の作業は全て関連業務となる。原則として霊安室の扉の中には、事故等の防止の観点から、部外者を立ち入りさせることは想定されない。
204	要求水準書	71	第4	10	イ			葬祭用品販売代行業務	事業者が物品の発注を貴市に連絡してから実際に物品が納入されるまでの期間は何の位を想定しておけば良いでしょうか。特に棺はスペースを取るため、納入期間、納入頻度等によって保管場所の必要スペースが大きく変わる可能性があるため質問致します。	発注してから納入まで一週間程度を想定しています。
205	要求水準書	71	第4	10	イ			葬祭用品販売代行業務	貴市が調達している柩はワンタッチ柩(折り畳み可の柩)あるいは完成柩の何れでしょうか？保管スペースの参考にしたいので質問致します。	ワンタッチ柩を調達しています。
206	要求水準書	71	第4	10	イ			葬祭用品販売代行業務	棺など在庫をストックしておく倉庫が必要と考えますが、現在、常時ストックされているそれぞれの物品の個数やストックしている倉庫の大きさ等ご教示頂けないでしょうか。	市は現在、50㎡程度の広さの倉庫に物品を収納している。今後も需要の増大や小規模式場の利用の増加により必要在庫数の変動が予想されます。在庫として棺が30前後、骨箱・骨がめなどが100前後、などが保存されており、セット販売の例などに基づいて、速やかに販売できるように空間を取って配置しています。
207	要求水準書	72	第4	12				公金収納代行業務	火葬料以外で徴収する使用料をご教示ください。	火葬施設以外の施設使用料(式場、待合室、霊安室)及び葬祭用品の売却金です。
208	要求水準書	72	第4	12		イ		公金収納代行業務	市が指定する金融機関とありますが、支店の指定もご教示いただけますでしょうか。	倉敷市指定金融機関の指定について(昭和42年2月1日告示第6号)を参照ください。支店窓口を指定することはありません。

209	要求水準書	73	第4	17	ア			備品等管理業務	備品については要求水準書51Pにて「市の備品登録シールを張り付けること」とされていますが、備品台帳の整備やその管理方法は、市の指定する方法ではなく、市と協議のうえ事業者の提案による方法で良いでしょうか。	市の財務規則等に基づいて整備、管理するものです。
210	要求水準書	73	第4	16				環境衛生管理業務	施設の消臭作業を実施する事とありますが、消臭範囲や消臭方法について具体的なものがあればご教示頂けないでしょうか？	収骨室など、適宜臭いが残らないような管理とし、消臭方法・頻度については事業者の提案に委ねます。
211	要求水準書	74	第4	18	(1)			予約システム保守管理業務	①復旧までの時間に制限はあるのでしょうか。 ②すみやかに復旧をとれる体制とは、予約システムを構築するサーバに常時監視員が必要でしょうか。	①については、特に規定はありません。 ②については、常時監視員の配置を要求水準とはしません。
212	要求水準書	74	第4	18	(1)			予約システム保守管理業務	①対象は4斎場すべてが対象でしょうか ②斎場ごとに必要に応じてとありますが、最低何回必要でしょうか。	①対象施設は4斎場全てです。 ②必要に応じての実施となります。
213	要求水準書	74	第4	18	(1)			予約システム保守管理業務	予約システムの維持管理対象は、4斎場全てでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	要求水準書	74	第4	18	(1)			予約システム保守管理業務	予約システムの維持管理費用は、全て本事業の費用で見込む必要があるのでしょうか。それとも、他三斎場の維持管理費用は本事業に含まないのでしょうか	予約システムの維持管理は、本事業の費用で見込んでください。
215	要求水準書		資料2	2,3				事業区域図	資料2-2と資料2-3とで雨水排水施設図示位置が異なりますが意図をご教示いただけますでしょうか。	資料2-2で示している雨水排水施設が正しいです。
216	要求水準書		資料2-3					事業区域図	「維持管理業務の一部（除草作業）は引き続き地元業者へ委託する。」とありますが、現状の年間委託費用をご教示ください。	質問の地元業者への委託は本市が行うものであり、本業務の対象外である。
217	要求水準書		資料5	2				既存施設参考資料	新施設への配管ルートを短縮する為、既存施設の渡り廊下を一部先行解体し埋設工事の障害とならない位置に仮設廊下を設置する計画は可能でしょうか。	現状復旧を基本とし、現状の運営維持管理に支障のない範囲で、現場職員、警備業者、市等と十分な調整を行うことを前提として可とします。
218	要求水準書		資料5	3,4				既存施設参考資料	幹線動力設備平面図における敷地外からの引き込みルートと幹線動力設備屋外配置図における敷地内でのルートに相違があるように見受けられます。また、現地においてハンドホールが確認できなかったのですが、最新図が別であればご提示いただけますでしょうか。	当該資料はありません。
219	要求水準書		資料6					周辺インフラ整備等現況図	電気（電柱位置等）の現況図を提示いただけませんか。	当該資料はありません。
220	要求水準書						資料9	アスベスト・ダイオキシン類調査資料	アスベスト・ダイオキシン類調査資料P11にある調査結果に項目ダイオキシン類、煙道11とあり、御市としてはダイオキシン類対策特別措置法に則り適切に対応する旨で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	要求水準書						資料9	アスベスト・ダイオキシン類調査資料	アスベストについて工事期間中に追加が判明した場合、変更対象になりますか。適切なご判断をよろしくお願い致します。	ご理解のとおりです。
222	要求水準書						資料9	アスベスト・ダイオキシン類調査資料	アスベスト・ダイオキシン類以外の特別管理産業廃棄物が判明した場合変更の対象となりますか。適切なご判断をよろしくお願い致します。	ご理解のとおりです。
223	落札者決定基準	6	4					選定委員会の意見の扱い	選定委員会の意見を十分反映して事業を遂行すると思いますが、提案と異なる場合や費用が発生することが考えられます。その場合は貴市と協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	万一追加提案を求められるような内容の場合は、実施方法含めて協議となります。
224	様式集		様式7-15					施設整備費等見積書	サービス購入料Aの対象費目に「1+2+3+4」とありますが、サービス購入料Bの対象費目にも「3+5+6」とあります。それぞれ「3.建設費」中の対象額のみを計上し、全額を計上するものではないという認識で宜しいでしょうか。	「3.建設費」については、供用開始前のはサービス購入料Aの範囲のものとし、供用開始以後のものはサービス購入料Bの範囲のものとして、それぞれ計上してしてください。
225	様式集		様式8-12					1. 想定火葬件数	各年度毎の想定火葬件数をご教示願います。	各年度の想定火葬件数は倉敷市中央斎場施設整備基本計画を参照ください。なお、改めて想定火葬件数を算定することは想定していません。
226	様式集		様式8-12					1. 想定火葬件数	各年度毎の想定火葬件数をご教示願います。	No225回答を参照ください。
227	様式集		様式9-7					実効税率	実効税率の指定があればお示しください。	入札参加者において適切な税率を算定ください。
228	様式集		様式9-9-別紙①					地域企業への発注金額	当該様式では、発注先企業及び発注金額を記載することとなっておりますが、提案書提出時においては発注先企業への発注及び発注金額は決定していません。参考程度の記載しかできませんが、よろしいでしょうか。	参考金額を記載いただいても構いません。ただし、参考金額となる場合その旨と中でも確実な発注が見込めるものがあれば、必ず明記ください。
229	様式集		様式9-9-別紙①					地域企業への発注金額	地域企業への発注金額は、提出時には確定できないため、参考金額としての提示でよろしいでしょうか。	No228回答を参照ください。

230	様式集		様式9-9-別紙①					地域企業への発注金額	当該様式において発注先企業名及び発注金額を記載するようになっておりますが、提案書提出時点では発注先企業への発注及び発注金額は未確定のため、あくまで参考程度の記載ということでしょうか。	No228回答を参照ください。
231	様式集		様式9-9-別紙①					地域企業への発注金額	入札提案書類の提出時に発注金額を確定することはできません。参考値として記載することでしょうか。	No228回答を参照ください。
232	様式集		様式9-9-別紙①					地域企業への発注金額	提案書提出時には発注金額の確定はできませんので、あくまでも提案時の目標値としての記載でよろしいでしょうか。ご教示願います。	No228回答を参照ください。
233	様式集		様式9-9-別紙①					地域企業への発注金額	提案書提出時には発注金額の確定はできませんので、あくまでも提案時の目標値としての記載でよろしいでしょうか。ご教示願います。	No228回答を参照ください。
234	様式集						様式9-9別紙①	地域企業への発注金額	提案書提出時には発注金額は確定できません。あくまでも参考値としての記載でよろしいでしょうか。	No228回答を参照ください。
235	様式集						様式9-9別紙①	地域企業への発注金額	提案書提出時には発注金額は確定できません。あくまでも参考値としての記載でよろしいでしょうか。	No228回答を参照ください。
236	様式9-9-別紙①							地域企業への発注金額	地域企業への発注金額につきまして、入札公告の公表から入札提案書類の提出までの短期間で、多くの地元企業と金額や業務内容を完全に合意形成することは困難であると思慮いたします。そのため、本様式記載の内容につきましては、合理的な範囲で変更が可能との理解でよろしいでしょうか。	地元企業が倒産した場合など合理的な範囲であれば、企業の変更は可とします。
237	基本協定書(案)	3	第6条	1項				事業契約	落札者の決定が令和2年11月上旬とありますが、落札者決定後に構成員各社の決裁手続きを経てSPCの設立登記の手続きを行い、会社として成立するまでには、最低でも1ヶ月強は必要かと考えます。議案提出までにSPCと市との事業仮契約の締結とありますが、上記SPC設立の手続きを鑑み、できるだけ早期に、落札者決定の通知をお願いします。	必要な落札者決定の通知は落札後早急に行います。
238	基本協定書(案)	2	4条	2項				株式の譲渡等	法令変更や不可抗力など事業者に帰責事由がない場合において、株主が出資した資金(株式)を貴市の裁量で第三者へ譲渡するというのは不合理的なため、事業者に帰責事由がある場合として頂けませんでしょうか。また、譲渡価格は事業者の裁量で決定できるとの理解でよろしいでしょうか。	無償譲渡を義務付けているわけではありません。また以下については合理的な譲渡価格とします。
239	基本協定書(案)	4	第6条	3項	(5)			事業契約	デフォルト発生事由における第5号に該当する場合の違約金の対象は事業契約に係る本契約成立までに起こった事象に限られると理解してよろしいでしょうか。	入札参加停止措置については、ご理解のとおりです。
240	基本協定書(案)	5	第9条	2項				有効期間	本協定の終了後も、第11条(秘密保持等)の定めについても有効とする旨、追加をご検討ください。	原案のとおりとします。
241	基本協定書(案)	5	第10条	2項				救済措置	「本事業の契約金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の」とありますが、契約金額は消費税を含む金額かと考えます(事業契約書(案)より)。「これに係る消費税及び地方消費税」を削除頂けないでしょうか。	基本協定において、「これに係る消費税及び地方消費税」を削除します。
242	基本協定書(案)	5	第10条	2項				救済措置	本項は事業契約終了までの期間を対象としているかと存じますが、入札から事業期間終了の20年以上、本事業以外の各社通常営業も含めてコントロールし連帯債務を負うことは、応募者にとって非常に負担のかかるものであるかと考えます。第6条同様、「本事業の入札手続きに関するものであるとき」に限定頂けないでしょうか。	前項第2号【】を外し、/以下を削除し限定することとし、協定書案において修正とします。
243	事業契約書(案)	4	第1章	第1条	(39)			(定義) 不可抗力	「倉敷市中央斎場施設整備基本計画」にある将来の想定火葬件数よりも実際の火葬件数のほうが大きく増加した場合の増加費用は予見ができない「不可抗力」にあたり、費用負担については「別紙8 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合」が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	「倉敷市中央斎場施設整備基本計画」にある将来の想定火葬件数よりも実際の火葬件数のほうが大きく増加した場合の増加費用は不可抗力にあたりません。ただし、災害等の不可抗力事由、市内他施設の建て替えに伴うなどの理由による場合は協議とします。民間企業のノウハウにより見込むことを期待しています。
244	事業契約書(案)	11	第3章	第14条	3項	(1)		設計の変更	市が負担する「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	ご理解のとおりです。
245	事業契約書(案)	12	第4章	第15条	4項			事前調査	市が負担する「合理的な範囲の増加費用」には、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	ご理解のとおりです。
246	事業契約書(案)	14	第4章	第16条	4項			本件工事に伴う近隣対策等	市が負担する「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	ご理解のとおりです。
247	事業契約書(案)	25	第4章	第35条	2項	(1)		工期の変更	市が負担する「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	ご理解のとおりです。
248	事業契約書(案)	42 43	第8章	第64条	1項~3項			引渡し日前の解除の効力	「施設整備に要した費用の対価を支払う」ありますが、設計や工事監理業務費、SPCに発生済みの経費も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	事業契約書(案)	45	第8章	第66条	6項			契約が解除された場合等の違約金等	「事業者が被った損害額」には、合理的な範囲の金融費用を含む理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

250	事業契約書(案)	13	第4章	第16条					本件工事に伴う近隣対策等	近隣住民に対する本事業に係る事業者が作成する事業計画の説明については、要求水準書に記載がある【市が行う近隣住民等への説明会など】とは別で行うものと考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	事業契約書(案)	20	第4章	第29条	1項	(2)	イ		性能試験	要求水準書の竣工時検査では2週間以内とあります。全系列の実火葬による調整が必要なため2週間を正としていただけないでしょうか？	原案のとおりとします。
252	事業契約書(案)	27	第4章	第40条	1項				本施設の引渡し等	市から事業者に対し、引渡しを証する書面は発行されますか。発行される場合、引渡後、どの程度の期間を要するでしょうか。	協議とします。
253	事業契約書(案)	28	第4章	第41条	1項				運営開始の遅延	市が負担する「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	ご理解のとおりです。
254	事業契約書(案)	28	第4章	第42条	1項 2項 3項 4項				担保責任	他案件を鑑みて事業者に対してその不適合箇所に係る履行の追完の請求または損害の賠償については、「供用開始後2年、但し重大な過失である場合は10年、追完の請求または損害の賠償を請求することができる。」という内容の文言追加をご検討ください。	原案のとおりとします。
255	事業契約書(案)	28	第4章	第42条	3項				担保責任	「サービス購入料の減額」とありますが、この減額対象はサービス購入料A又はサービス購入料Bであることを確認させてください。	本条でのサービス購入料の減額の対象はサービス購入料A及びBになります。
256	事業契約書(案)	35	第6章	第51条	3項				非常時又は緊急時の対応等	災害発生時の対応は「入札説明書等の定めるところに従い」とありますが、具体的にどの書類の何項部分を指しているのでしょうか。公表資料を読みましたが該当部分が分かりませんでした。	主に要求水準書第1.「8 燃料備蓄、災害時の対応」になります。
257	事業契約書(案)	36	第6章	第54条	2項				別紙7第3項記載の保険加入について	事業者は、損害賠償に係る債務するために保険の加入となっているが、被保険者を事業者とする火災保険の加入は必須でしょうか。施設所有者に対する損害賠償責任が（普通火災保険と同等の）担保できる他の保険商品への加入でもよろしいでしょうか。	事業者帰責の場合の火災に対応できる保険の付保でありますが、再調達額を担保できるように設計してください。
258	事業契約書(案)	41		62条	5項	(2)			法令及び不可抗力	法令変更や不可抗力など事業者に帰責事由がない場合において、株主が出資した資金（株式）を貴市の裁量で第三者へ譲渡するというのは不条理なため、事業者に帰責事由がある場合として頂けませんか。また、譲渡価格は事業者の裁量で決定できるとの理解でよろしいでしょうか。	無償譲渡を義務付けているわけではありません。また以下については合理的な譲渡価格とします。
259	事業契約書(案)	42	第8章	第63条	1項 2項				特別措置等によるサービス購入料の減額	減額対象となるのは未履行の施設供用業務の遂行に係る対価のみであり、第31条記載の市による完成確認を経て引渡しを終えた施設に係るサービス購入料ABや、モニタリングを終えたサービス購入料CDについては、減額対象外として頂きたくお願い致します。	ご理解のとおりです。
260	事業契約書(案)	42	第8章	第64条	1項				引渡し日前の解除の効力	「出来形部分」には、出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、会社経費、資金調達費用などの金融費用等）も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	事業契約書(案)	42	第8章	第64条	1項	(1)(2) (3)			引渡し日前の解除の効力	各号に「施設整備に要した費用の対価」とありますが、この費用の中には、施設整備を行うために係った費用（SPC設立および運営費用、金融費用等）も含まれることを確認させてください。	SPC設立費や金融費用等も含まれますが、あくまで施設整備業務に係る費用が対象になります。
262	事業契約書(案)	42 43	第8章	第64条	1項～3項				引渡し日前の解除の効力	「市が当該解除後に本施設を利用するとき」とありますが、利用しないときはどういう場合が想定されますでしょうか。	解体します。
263	事業契約書(案)	45	第8章	第66条	1項	(3)			契約が解除された場合等の違約金等	他案件を鑑みて契約不適合の期間について「供用開始後2年、但し重大な過失である場合は10年とする」といった期間を設けて頂きたくご検討の程宜しくお願い致します。	原案のとおりとします。
264	事業契約書(案)	47	第9章	第71条	2項				運営会議	本項の「総括責任者」とは要求水準書に記載の「運営総括責任者」を、「運営業務責任者」とは要求水準書に記載の「火葬炉運営責任者」を、「維持管理業務責任者」は要求水準書の「維持管理統括責任者」を意味するのでしょうか？	ご理解のとおりです。本項の「総括責任者」は「運営総括責任者」、「運営業務責任者」は「火葬炉運営責任者」、「維持管理業務責任者」は「維持管理統括責任者」とします。契約書において修正します。
265	事業契約書(案)	48	第9章	第79条	1項～2項				権利等の譲渡制限	本事業と同種の事業においては、SPCに融資を行う金融機関がSPC株式、SPCの地位等に担保権の設定を行うことが通常ですが、本規定は、かかる金融機関の担保権設定を妨げないという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	事業契約書(案)	51	別紙1						事業日程	完工予定日が令和5年12月末日で、引渡し予定日の令和6年3月末日までに3ヶ月間空きますが、何か行う予定があればご教示ください。	稼働準備期間などを想定しています。
267	事業契約書	54	別紙4						設計図書	基本設計完了時に提出する書類に「地質調査報告書」が含まれているのですが、追加調査が不要と判断すれば、調査を実施しなくてもよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

268	事業契約書 (案)	59	別紙7	3	(2)			普通火災保険	本事業は貴市に施設の所有権を移管した後に維持管理および運営を実施するBTO方式であり、貴市の公有財産となるため、貴市でも本施設の火災保険・共済等を別途付保されるとの認識でおります。事業者側でも同様の火災保険を付保することは二重に保険に加入することになり、費用の増加要因となりますので削除のご検討をお願い致します。	保険付保は契約上の義務となります。
269	事業契約書 (案)	64	別紙10	1	(7)			定期点検記録・ 整備記録	1. 予約システムについては、クラウド型予約システムの為、斎場には設備が無く、現地での定期的な点検の必要は無いと考えますが宜しいでしょうか。 2. 予約システムの設備を設置しているデータセンターでは、障害等の発生が監視出来ている場合には、定期点検は不要と考えますが宜しいでしょうか。 3. 予約システムについて定期点検が必要な場合については、年間何回の点検が必要でしょうか。	1については、ご理解のとおりです。 2については、障害等の発生が監視でき、適切に稼働できている状態が保たれている場合はご理解のとおりです。 3については、予約システムの稼働状況や点検実施状況について年1回以上とします。
270	事業契約書 (案)	64	別紙10	1	(7)			定期点検記録・ 整備記録	1. 運転支援システムについては、障害時にシステム側で監視できる仕組みがある場合は不要と考えますが宜しいでしょうか。 2. 運転支援システムについて定期点検が必要な場合については、年間何回の点検が必要でしょうか。	1については、システム上問題なく運用できる場合であればご理解のとおりです。 2については、運営支援システムの稼働状況や点検実施状況について年1回以上とします。
271	事業契約書 (案)	64	別紙10	1	(7)			定期点検記録	「様式、内容等はあらかじめ市と協議」とありますが、これは飽くまで書類の形式を意味しており、実際に行う定期点検の頻度とその内容は事業者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか？特に定期点検の頻度は維持管理費の積算に大きく影響するので念の為に確認します。	ご理解のとおり様式や記載内容のことを意味し、維持管理頻度等は提案の内容を履行いただきます。
272	事業契約書 (案)	68	別紙13					法令変更による費用の負担割合	「本事業に特別に影響を及ぼす法令の新設・変更の場合（税制度を除く。）」とは、どのような法令変更を想定しますでしょうか。 また、「事業者の利益に課される税制度の新設・変更の場合」とは基本的に法人税の変更、その他税制度の新設との理解でよろしいでしょうか。	前段について、例えば、「排ガスの排出基準値が新たに設定される」などが想定されます。 後段について、ご理解のとおりです。
273	その他							その他	入札公告時に公表された資料について、入札公告日以降で公表資料の追加及び公表資料への加筆修正がありましたら、内容を詳細にご教示いただきますようお願いいたします。	現在のところ落札者決定基準の最終版は5月7日、要求水準書の最終版は5月27日揭示のものが最終である。 今後は、加筆修正があった場合に、加筆修正した箇所を分かるように公表します。
274	1/6付 実施 方針	30	別表4					「需要変動リスク」	①「需要（火葬件数）変動に伴う収入の変動」とありますが、この収入とは火葬料金等の市側の収入（公金）の増減を意味しているのでしょうか？ ②費用の変動に付いてはどのようなリスク分担になるのでしょうか？ ③例えば大規模災害等が発生して、広域火葬に伴う想定を超えた火葬件数の増加等、貴市側に起因する需要変動に伴う費用変動についてもリスク分担表で明記して戴けないでしょうか？	①はご理解のとおりです。 ②費用について、基本的には契約時のサービス購入料による支払いになります。 ③大規模災害等の発生時については、不可抗力事由として、費用負担についても協議となります。また、市に起因する需要変動は市が負担します。
275								リスク分担表	実施方針に記載のあったリスク分担表が、入札説明書等の公表資料にリスク分担表の添付がございませんが、いずれかの書類に添付される予定でしょうか。	リスク分担表は契約書（案）作成に向けたイメージとしての提示と考えています。入札公告時に契約書（案）にて基本的な市と事業者のリスク分担を示しているため、リスク分担表は今後いずれかの書類に添付する予定はありません。
276	特になし							中央斎場事業	フロンの数量を知りたいため、冷媒量を記した図面等あれば提示願います。	当該資料はありません。
277	特になし							中央斎場事業	存知備品の扱いはどうなりますか。	「要求水準書 第2 9(8)キ」のとおりです。
278	特になし							中央斎場事業	杭基礎については無いものとして判断したら宜しいでしょうか。	閲覧資料から判断ください。